１

校友会事務局

令和２年６月２６日

部外者の来訪等の許可条件について

１　部外者（本校職員以外の者、以下同じ）の来訪条件について

（１）学生指導に当たる日の１４日前（当日を含む）から健康状況の確認を行い別紙の「健康記録表」を作成させる。

（２）来訪時、体温測定を実施し、３７．５度以上であることが確認されたときには、立入りを認めない。

（３）本校職員の顧問等が「健康記録表」を確認し、過去１４日間で各項目に異状（発熱や有症状）がある場合や以下の場合には立入りを認めず、次回の来訪はその日から１４日後以降とする。

ア　同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

イ　過去１４日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

（４）保管期間は１か月とし、保健所等から求められた際に提出できるようする。

２　試合等の開催について

　　　緊急事態宣言の解除後の防衛省・自衛隊の活動に関する方針について（通達）（防官文（防）第２５１号。令和２年６月１９日）３項「行事等の開催の方針」に従い実施する。

部外者が参加する行事等については、開催の必要性を十分検討の上、真に開催が必要なものに限り、以下の要件を全て満たす場合は、開催を許可する。

1. 部外者については前項１を適用し、同様の処置をとる。

（２）屋内において、参加者（部外者を含む。）の数が１００名以下であり、かつ、施設の収容人数に対して参加者の数が半数以下であること。

（３）屋外において、参加者の数が２００名以下であり、かつ、参加者の間で十分な距離がとれること。

（４）参加者を予め特定できるものに限ること。その際、感染者が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力に留意すること。

３　校外での活動に参加する場合の条件について

（１）競技連盟等により感染防止措置がとられている大会（大会支援を含む。）

（２）活動場所がガイドラインに従い感染防止措置がとられているもの。

（３）外泊を伴う場合は、宿泊場所が必要な感染防止措置がとられているもの又は感染防止措置がとれる場合

（４）その他必要な感染防止措置がとられていると判断できる場合